

院内感染によりクラスターが発生した医療機関に対する補助金の概要について

1 補助金名

福岡県新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業費補助金

2 対象医療機関

以下の全ての要件を満たす医療機関

- ・院内感染によりクラスターが発生した医療機関
- ・病棟全体や病院全体で新型コロナウイルス感染症患者の治療を行い、実質的に重点医療機関の要件を満たす医療機関

[本県の重点医療機関の基本的要件（参考）]

- ・県内に所在していること。
 - ◎病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者専用の病床確保を行うこと。
 - ◎確保している全ての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。
 - ・重症患者（人工呼吸器管理）に対応できること。
 - ・夜間、休日を問わず、新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を確保していること。
 - ・透析患者、妊産婦、小児患者、精神障がい者、認知症者、要介護者のいずれかに対応できること。
 - ・これまでに新型コロナウイルス感染症患者を受入れた実績があること。
 - ◎療養病床ではないこと。療養病床の設備を利用し受入体制を確保する場合は、一般病床に病床種別を変更。
- ※本補助金の対象は、実質的に重点医療機関とみなす医療機関のため、この要件又はこの要件に準じた取扱いを行っていただく必要があります。
特に「◎」の要件を満たしていない場合は、代替措置（手段）が必要です。

3 対象病床

クラスター発生以降、新型コロナ患者の治療を行うために確保した専用病床（稼働病床）及び専用病棟化のために休床とした病床（休止病床）

※新型コロナウイルス感染症患者発生に伴い、入院制限を行った病棟内の空床、休止病床全てが補助対象となるわけではありません。

※クラスター発生後、陽性患者の治療を行わずに転院調整している場合は、補助対象ではありません。

4 対象期間

管轄保健所からのクラスター認定以降、実質的に重点医療機関の要件を満たす体制が整った日（病棟単位又はゾーニングにより一般患者と明確に分離した形で病床を確保し、適切な治療を行うなど）から院内感染で発生した全ての陽性患者が退院した日（退院基準を満たす日）までの期間

5 補助対象経費

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者専用の病床が空床となった場合の空床確保に係る経費
新型コロナウイルス感染症患者の治療を行うために確保した専用病床が空床となった

場合及び専用病棟化のために休止病床の病床確保に要する経費（病床確保料）が対象となります。

※濃厚接触者のための専用病床は、補助対象ではありません。

[補助上限額]

1	特定機能病院等※1	
	ア稼働病床（確保病床）	イ休止病床※2
	① I C U 436,000円/日	① I C U 436,000円/日
	② H C U 211,000円/日	② H C U 211,000円/日
	③ 上記以外74,000円/日	③ 療養病床16,000円/日
	④ 上記以外74,000円/日	④ 上記以外74,000円/日
2	一般病院	
	ア稼働病床（確保病床）	イ休止病床※2
	① I C U 301,000円/日	① I C U 301,000円/日
	② H C U 211,000円/日	② H C U 211,000円/日
	③ 上記以外71,000円/日	③ 療養病床16,000円/日
	④ 上記以外71,000円/日	④ 上記以外71,000円/日

※1 特定機能病院等：特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関

※2 休止病床は、確保病床1床当たり2床（ICU・HCUが確保病床の場合は4床）までが上限

(2) 空床確保及び感染症患者等を診察した際の消毒経費

当該補助金の対象期間中に新型コロナウイルス感染症患者の入退院時の病床内の消毒や受入病棟等に従事する職員等の手指消毒等について、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」（平成30年12月27日健感発1227第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に準じて行った場合、当該消毒等に要した実費額が対象となります。

(3) 医療従事者の宿泊施設確保等に係る経費

医療従事者が新型コロナウイルス感染症患者対応のため、ホテル等の宿泊施設に宿泊した際の宿泊料（補助上限額 13,100円/日。宿泊税や宿泊実績のない日の宿泊料は除く。）が対象となります。

ただし、補助の対象は、医療機関があらかじめ契約等により指定する宿泊施設であって、深夜勤務に及んだ場合や医療従事者の同居家族等が基礎疾患を有するために帰宅できない場合など、やむを得ない場合に限りです。

5 申請までの流れ

(1) 県からの申請案内

(2) 事前審査

① 提出書類データの事前提出

交付申請書の提出前に、提出書類の事前審査を行います。

② 事前審査の結果連絡

書類不備等がある場合は、県担当者から修正等の指示を行い、修正データを提出い

ただいた後、再度審査を行います。再審査の結果、修正等がない場合は、県担当者から交付申請書の原本提出を依頼します。

(3) 交付申請

原本提出の連絡を受けた場合は、申請書原本を1部提出してください。

(4) 交付決定・実績報告

県で交付申請書を受領後、内容審査の上、補助金の交付決定を行います。交付決定後、交付決定通知書を送付しますので、実績報告書等を電子メールで提出してください。

(5) 交付額の確定・精算払

県で実績報告書を受領後、報告内容を審査の上、書類に不備がなければ交付額の確定を行い、交付額確定通知書を送付します。その後、交付申請時に申告していただいた支払先口座に補助金を交付（精算払）します。

6 留意事項

(1) G-MISへの入力

本補助金の交付を受けるためには、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）に病床の使用状況等の入力を確実にし、入院受入状況等を正確に把握する必要があります。

(2) 経過等の整理

交付申請に当たっては、「クラスター発生から終息までの経過概要」、「保健所からの指導助言」、「医療機関として対応した内容」、「確保（休止）病床の設定」、「ゾーニングの範囲・方法」、「看護体制確保のための休止」について、詳細を記載いただくことになります。

経過やゾーニング状況、専用病床化を図るための確保（休止）病床の設定等について、日ごとの状況がわかるよう整理をしておいていただくようお願いします。

(3) 休止病床について

補助金の対象は、専用病床化のために休止とした病床であるため、「休止病床」とした病床全てにおいて休止した理由が必要です。なお、新規受入停止のみを理由とした休止病床は補助の対象外です。

※上記内容は概要を記載したものですので、補助金交付申請に当たっては、申請案内時に送付する申請要領やFAQ等において、詳細を確認の上、申請書類を作成いただくようお願いします。